

第三条第一項中第二十八号を削り、第二十九号を第二十八号とし、第三十号から第四十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第二十九号、第三十号」を「前項第二十八号、第二十九号」に、「第三十一号から第四十二号まで」を「第三十号から第四十一号まで」に改める。

第十八条から第二十一条までを削り、第十七条を第十八条とし、第十四条から第十六条までを一挙つ繰り下げる。

第十三条第一項を次のように改める。

大臣官房に、司法法制部に置くもののほか、次の四課及び厚生管理官一人を置く。

秘書課

人事課

会計課

施設課

第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項中「九人（うち三人）」を「六人（うち一人）」に、「人権擁護局及び入国管理局」を「及び人権擁護局に参事官それぞれ一人を、訟務局に参事官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする）」を、「入国管理局」に改め、「それぞれ」を削り、第一章第二節第二款中同条を第十三条とする。

第十一条の見出しを「（審議官）」に改め、同条第一項中「訟務総括審議官一人及び」を削り、「五人」を「六人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする）」に改め、同条第二項を削り、第三項を第二項とし、同条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第一章第二節第一款中第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（訟務局の所掌事務）

第九条 訟務局は、国の利害に関係のある争訟に関する事務をつかさどる。

第二十二条を第十九条とし、第二十三条を削り、第二十四条を第二十条とし、第二十五条を第二十一条とし、第一章第二節第三款第二目中第二十六条を第二十二条とし、第二十七条から第三十一条までを四条ずつ繰り上げ、同条第三款第二目中第三十二条を第二十八条とし、第三十三条から第三十七条までを四条ずつ繰り上げ、同条第四目中第三十八条を第三十四条とし、第三十九条から第四十二条までを四条ずつ繰り上げ、同条第五目中第四十三条を第三十九条とし、第四十四条から第四十六条までを四条ずつ繰り上げ、同条第六目中第四十七条を第四十三条とし、第四十八条から第五十条までを四条ずつ繰り上げる。

第八十六条を第八十七条とし、第八十五条を第八十六条とし、第八十四条を第八十五条とし、第二章第三節中第八十三条を第八十四条とし、同章第二節中第八十二条を第八十三条とし、第七十七条から第八十一条までを一挙つ繰り下げ、同章第一節中第七十六条を第七十七条とし、第一章第五節第五款中第七十五条を第七十六条とし、同節第四款中第七十四条を第七十五条とし、第七十三条を第七十四条とし、第七十二条を第七十三条とする。

第七十一条中「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に、「第六十八条第二項」を「第六十九条第二項」に改め、第一章第五節第三款中同条を第七十二条とし、第六十八条から第七十条までを一挙つ繰り下げ、同節第二款中第六十七条を第六十八条とし、同節第一款中第六十六条を第六十七条とし、第六十五条を第六十六条とし、同章第四節中第六十四条を第六十五条とし、第六十一条から第六十三条までを一挙つ繰り下げ、第六十条を削り、同章第三節中第五十九条を第六十一条とし、第五十八条を第六十条とし、第五十七条を第五十九条とし、同章第二節第三款第七目中第五十六条を第五十八条とし、第五十三条から第五十五条までを一挙つ繰り下げる。

第五十二条第六号中「第五十四条第五号」を「第五十六条第五号」に改め、同条を第五十四条とし、第五十一条を第五十三条とし、第一章第二節第三款中第七目を第八目とし、第六目の次に次の一目を加える。

第七目 訟務局

（訟務局に置く課等）

第四十七条 訟務局に、次の四課及び訟務支援管理官一人を置く。

訟務企画課

民事訟務課

行政訟務課

租税訟務課

（訟務企画課の所掌事務）

第四十八条 訟務企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国の利害に関係のある争訟に関する基本的な事項に係る企画及び立案に関する事。
- 二 訟務局の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- 三 前二号に掲げるもののほか、訟務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

（民事訟務課の所掌事務）

第四十九条 民事訟務課は、国の利害に関係のある民事に関する争訟に関する事務（行政訟務課及び租税訟務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（行政訟務課の所掌事務）

第五十条 行政訟務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国の利害に関係のある行政に関する争訟に関する事（租税訟務課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 国の利害に関係のある民事に関する争訟のうち労働関係に係るものに関する事。

（租税訟務課の所掌事務）

第五十一条 租税訟務課は、国の利害に関係のある租税の賦課処分及び徴収に関する争訟に関する事務をつかさどる。

（訟務支援管理官の職務）

第五十二条 訟務支援管理官は、国の利害に関係のある争訟に関する一般的な情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うことによる関係機関に対する支援に関する事務をつかさどる。

附則第三項中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「のうち、二人は平成二十九年三月三十一日まで、他の一人は平成三十二年三月三十一日」を「は、平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則第三項中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

（訟務局参事官の設置期間の特例）

4. 第十三条第一項の訟務局に置かれる参事官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第一中「第七十条」を「第七十一条」に改める。

別表第二中「第七十四条」を「第七十五条」に改める。

別表第三中「第七十五条」を「第七十六条」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 少年院法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十七年政令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条のうち、法務省組織令第三十九条第四号の改正規定中「第三十九条第四号」を「第三十五条第四号」に改め、同令第四十一条第三号の改正規定中「第四十一条第三号」を「第三十七条第三号」に改める。

法務大臣 上川 陽子
内閣総理大臣 安倍 晋三